委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	
2. 都道府県名	新潟県	
3. 市区町村名	三条市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	57-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.sanjo.niigata.jp/madoguchi/page00394.html	

執行機関名

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		三条市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月28日条例第24号)別表第1 第2の項 ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第1 条	三条市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この要綱は、 <u>ひとり親家庭の父又は母及び児童等</u> の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の <u>保健の向上</u> を図り、もってその <u>福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三条市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱 三条市事務委任規則